

田川郡 三
 三
 〇計 八六

即ち五市十五郡に亘り従つて争議なきは五市四郡に過ぎず。
 以下之を發生年次別、關係人員、業争反別、發生原因、要求事項其他に付大体の觀察をなせば次の通である。
 二、發生年次別

昭和二年	一	(因に今年中の發生件数は八三件)
昭和三年	一	四二件)
昭和四年	五	五四件)
昭和五年	二	九一件)
昭和六年	三	一四五件)
昭和七年	二	三四件)
〇計	八六	

(2)

三、参加人員總數

地主 八五四

小作人 一、四五〇

四、業争反別

田 九四五町七反三、二

畑 三〇町三反五、一四

宅地 一、二二

五、發生原因

地主側より要求して争議となりたるもの 五五件

内詳

(1) 土地返還請求

内

單なる土地返還

四七件

一八件

(3)